

(試訳) 欧州連合基本権憲章

内村國臣  
小林勝

前文

欧洲の諸国民は相互に、いつそう緊密な連合を創設し、共通の諸価値を基礎とする平和な未来を分かち合うことを決意した。

その精神的および道徳的遺産を意識し、連合は、人間の尊厳、自由、平等および連帶という不可分かつ普遍的な諸価値を基礎とする。連合は、民主主義および法の支配の原則に基づいている。連合は、連合市民権の確立および自由、平等、正義の領域の創造によって、その行動の中心に個人を据える。

連合は、欧洲の諸国民の文化および伝統の多様性、構成国の国民的アイデンティティー、構成国の国民的、地域的、地方的なレベルでの公権力の組織を尊重しつつ、この共通の諸価値の維持および発展に寄与する。連合は、均衡のとれた持

続可能な発展を促進し、人、商品、サービスおよび資本の自由な移動ならびに定住・事業所設立の自由を保障する。

この目的のためには、社会における諸変化、社会進歩および科学技術の発達に照らして見て、基本権を憲章という形でいつそう目に見えるものとすることにより、その保護を強化する必要がある。

この憲章は、共同体および連合の権限および任務ならびに補完性の原則を十分に尊重しつつ、特に構成国に共通の憲法的慣習および国際的義務、欧州連合に關する条約、共同体の諸条約、人権および基本的自由の保護のための欧州規約、共同体によって採択された社会憲章、欧州評議会によって採択された社会憲章ならびにEC裁判所と欧州人権裁判所の判決から生じる諸権利を、再確認する。

これらの権利の享受は、他者、人間社会および未来の世代

に對しての責任および義務を伴う。

連合はしたがつて、以下に掲げる権利、自由および原則を

承認する。

との禁止

一クローン人間の製造の禁止

第四条 拷問および非人間的もしくは屈辱的な取扱または処

罰の禁止

何人も拷問もしくは非人間的もしくは屈辱的な取扱または処罰を受けないものとする。

第五条 奴隸および強制的労働の禁止

(1) 何人も、奴隸または隸属状態におかれないものとする。  
(2) 何人も、強制または義務労働を行ふよういに要求されないものとする。

(3) 人身売買は禁止される。

第一章 尊厳  
第一条 人間の尊厳

人間の尊厳は不可侵である。それは尊重かつ保護されねばならない。

第二条 生命に対する権利

(1) 何人も、生命に対する権利を有する。

第三条 人の不可侵に対する権利

(1) 何人も、死刑の宣告または執行をされないものとする。

第四条 人の肉体および精神の不可侵の尊重に対する権利を有する。

第二章 自由  
第六条 自由および安全に対する権利

何人も、身体の自由および安全に対する権利を有する。

第七条 私的および家庭生活の尊重

— 法律によつて定められた手続きに従つた当該者の自由かつ十分な説明を受けた上での同意

— 優生学的処置 特に人の選択を目的としたその禁止  
— 人の身体およびその一部を金銭的利益の源泉にするこ

第八条 個人情報の保護  
(1) 何人も、自己に関係する個人情報の保護に対する権利を

有する。

(2)個人情報は、当該者の承諾に基づいて、または法律によって定められたその他の合法的基礎に基づいて、明記された目的のために公明正大に作成されねばならない。何人も、自己に関係する収集された情報のアクセスに対する権利および情報の誤りを正す権利を有する。

(3)この規則の遵守は独立の機関による監督を受けるものとする。

#### 第九条 結婚する権利および家庭を築く権利

結婚する権利および家庭を築く権利は、この権利の行使について定める各国の法律に従つて保障されるものとする。

#### 第十条 思想、良心および宗教の自由

(1)何人も、思想、良心および宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、自己の宗教または信念を変更する自由ならびに自己の宗教または信念を一人でまたは他者と共同で、白する自由を含む。

(2)良心的兵役拒否に対する権利はこの権利の行使について定める各国の法律に従つて承認される。

### 第十一 条 表現および情報の自由

(1)何人も、表現の自由に対する権利を有する。この権利は、公権力に干渉されることなく、かつ国境を問わず、意見を持ち、ならびに情報および思想を收受し、かつ伝達する自由を含むものとする。

(2)メディアの自由および多元主義は尊重されるものとする。

#### 第十二条 集会および結社の自由

(1)何人も、すべてのレベルにおいて、特に政治、労働組合および市民生活上の問題において、平和的に集まる自由および結社を作る自由に対する権利を有する。この権利は、個人が自己的利益を守るために労働組合を結成し、参加する権利を含む。

(2)連合レベルにおける政党は、連合市民の政治的的意思の表明に寄与する。

#### 第十三条 芸術および科学の自由

芸術および科学的研究は強制を免れるものとする。学問の自由は尊重されるものとする。

#### 第十四条 教育に対する自由

(1)何人も、教育に対する権利ならびに職業訓練および再訓練を利用する権利を有する。

(2) この権利は、無償で義務教育を受ける可能性を含む。

(3) 民主主義的原則の尊重の下に教育施設を設立する自由、ならびに自己の宗教的、哲学的および教育的信念に従つて子供の教育と授業を確保する両親の権利は、このような自由および権利の行使について定める各国の法律に従つて尊重されるものとする。

#### 第十五条 職業を選択する自由および労働に從事する権利

(1) 何人も、労働に従事し、かつ自由に選択または引き受けた職業を続ける権利を有する。

(2) すべての連合市民は、いかなる構成国においても、雇用を探し、労働し、定住・事業所設立の権利行使し、かつサービスを提供する自由を有する。

(3) 構成国の主権領域において労働することを許可された第三国の国民は、連合市民の労働条件と同等の労働条件に対する権利を与えられる。

#### 第十六条 事業を営む自由

事業を営む自由は、共同体法ならびに各の法令および慣習に従つて承認される。

#### 第十七条 財産に対する権利

(1) 何人も、合法的に取得した自己の財産を所有し、利用

し、処分し、かつ相続する権利を有する。何人も、公の利益を理由とし、法律が予定しているケースおよび条件の下で、損害に対して時宜を失すことなく公正な補償がなされない限り、自己の財産を剥奪されてはならない。財産の利用は、一般的の利益に必要な限りにおいて、法律によって規制を加えることが許される。

#### 第十八条 庇護に対する権利

庇護に対する権利は、一九五一年七月二八日のジュネーヴ協定および一九六七年一月三一日の難民の地位に関する議定書の規則を十分に尊重しつつ、ならびに欧州共同体設立条約に従つて、保障されるものとする。

#### 第十九条 強制送還、強制退去および引渡しの際の保護

(1) 集団的強制退去は禁止される。

(2) 何人も、死刑、拷問または他の非人間的もしくは屈辱的な取扱もしくは処罰を受ける恐れのある国家に強制的に送還され、退去させられまたは引渡されなければならない。

#### 第三章 平等

##### 第二〇条 法の前の平等

何人も、法の前に平等である。

## 第二一条 非差別

(1) 性、人種、皮膚の色、民族的または社会的出身、遺伝的特徴、言語、宗教または信念、政治的またはその他の意見、民族的少数派の一員であること、財産、出生、障害、年令または性的指向に基づくいかなる差別も、禁止されるものとする。

(2) 欧州共同体を設立する条約および欧州連合に関する条約の適用領域においては、これらの条約の特別の規定を損なわぬ限り、国籍を理由とするいかなる差別も禁止されるものとする。

## 第二二条 文化的、宗教的および言語的多様性

連合は、文化的、宗教的および言語的多様性を尊重するものとする。

## 第二三条 男女間の平等

(1) 男女間の平等は、雇用、労働および報酬を含むすべての領域において保障されねばならない。

(2) 平等の原則は、平等に代表されていない一方の性のための特別の優遇措置の継続または導入を妨げるものではない。

## 第二四条 子供の権利

(1) 子供は、自己の幸福に必要な保護およびサービスに対する権利を有するものとする。子供は、自己の意見を自由に表明することを許される。子供の意見は、子供に関する問題においては、子供の年齢および成熟度に従って考慮されるものとする。

(2) 子供に関するすべての措置は、公権力によるものであれ、私的機関によるものであれ、子供の最善の利益が優先的に考慮されねばならない。

(3) 子供は何人も、自己の利益に反しない限り、定期的に自己の両親と個人的な関係および直接の接触を保持する権利を有するものとする。

## 第二五条 高齢者の権利

連合は、威厳と自立の生活を送り、社会的および文化的な活動に参加する高齢者の権利を承認し、かつ尊重する。

## 第二六条 障害者のインテグレーション

障害者が自己の自立、社会的および職業的インテグレーション、地域社会の生活への参加を保障するための措置を請求する権利を、連合は承認し、かつ尊重する。

## 第二七条 企業内での情報提供および意見聴取に対する労働者の権利

労働者またはその代理人には、適当なレベルにおいて、情報提供と意見聴取が、共同体法ならびに各国の法令および慣習が定めるケースおよび条件の下で、時宜を失すことなく保障されなければならない。

## 第二八条 団体交渉および団体行動に対する権利

労働者および使用者またはそれぞれの組織は、共同体法ならびに各國の法令および慣習に従って、適当なレベルにおいて、協約の交渉および締結を行い、利害の衝突する場合には、自己の利益を守るために、ストライキを含む団体行動を行いう権利を有する。

## 第二九条 職業紹介サービスを受ける権利

何人も、無料の職業紹介サービスを受ける権利を有する。

## 第三〇条 不当解雇の場合の保護

労働者は何人も、共同体法ならびに各國の法令および慣習に従って、不当な解雇からの保護に対する権利を有する。

## 第三一条 公平および適正な労働条件

(1) 労働者は何人も、自己の健康、安全および威厳を尊重する労働条件に対する権利を有する。

- (2) 労働者は何人も、最高労働時間の制限、一日および一週間の休憩時間ならびに年間に有給休暇に対する権利を有する。
- ## 第三二条 児童労働の禁止および職場における若年者の保護
- (1) 児童労働は禁止される。雇用を許可される最低年齢は、若年者にとってより有利となる規則を損なうことなく、かつ限定された例外は別として、義務教育終了の年令を下回つてはならない。
- (2) 労働を許可された若年者は、自己の年令に適合した労働条件を得、経済的搾取から保護され、かつ自己の安全、健康および肉体的、精神的、道徳的もしくは社会的発達を害しあたは自己の教育を妨げる恐れのあるいかなる労働からも保護されねばならない。

## 第三三条 家庭生活および職業生活

(1) 家族は法的、経済的および社会的保護を享受するものとする。

(2) 家庭生活と職業生活を互いに調和させるために、何人も、妊娠・出産と関係する理由による解雇からの保護に対する権利、ならびに有給の母性休暇および出産または養子縁組後の子育て休暇に対する権利を有するものとする。

## 第三四条 社会保障および社会的支援

(1)連合は、妊娠・出産時、疾病時、労働災害時、要介護時または老齢時および失業時に、保護を与える社会保障手当および社会福祉サービスを、共同体法ならびに各国の法令および慣習の定める手続きに従つて受ける権利を承認し、かつ尊重する。

(2)歐州連合内に合法的に居住し移動する者は何人も、共同体法ならびに各国の法令および慣習の定める手続きに従つて、社会保障手当および社会的優遇を受ける権利を有する。

(3)社会的排除および貧困を克服するために連合は、十分な資力を欠くすべての者に、社会的援助および住宅援助に対する権利ならびに相応の存在を保障するための権利を、共同体法ならびに各国の法令および慣習の定める手続きに従つて承認し、かつ尊重する。

### 第三五条 保健サービス

何人も、各國の法令および慣習によつて確立された条件の下に、予防医療を受ける権利および医師の治療を受ける権利を有する。高水準の保健サービスは、連合のすべての政策と行動の確定および実施の中で保障されるものとする。

### 第三六条 一般的經濟的利益のサービスの利用

連合は、歐州共同体設立条約と調和する各國の法令および

慣習によつて規定されている一般的經濟的利益を有するサービスの利用を、連合の社会的および領土的結束を促進するために承認し、かつ尊重する。

### 第三七条 環境保護

高水準の環境保護および環境の質の向上は、連合の政策に組み込まれ、かつ持続可能な発展の原則に従つて保障されねばならない。

### 第三八条 消費者保護

連合の政策は、高水準の消費者保護を保障するものとする。

### 第五章 市民の権利

#### 第三九条 歐州議会選挙の選挙権および被選挙権

(1)連合市民は何人も、自己の住居を有する構成国において、当該構成国の国民と同一の条件の下に、歐州議会選挙の選挙権および被選挙権を有する。

(2)歐州議会の議員は、直接、普通、自由かつ秘密の選挙で選出される。

### 第四〇条 地方選挙における選挙権および被選挙権

連合市民は何人も、自己の住居を有する構成国において、

当該構成国の国民と同一の条件の下に、地方選挙の選挙権および被選挙権を有する。

#### 第四一条 公正な行政に対する権利

(1) 何人も、自己の事案が、連合の機関および組織によって、不偏不党、公正に、かつ適切な期間内に、処理される権利を有する。

(2) この権利は、以下のものを含む。

- 自己に不利益な個別的措置が取られる前に意見聴取される権利

#### 一 機密、職業上の秘密および企業秘密の適法な利益の尊重

重の下に、自己に關係する記録にアクセスする権利

#### 一 決定の理由を明らかにする行政機関の義務

(3) 何人も、共同体に、その機関または職員が公務中に起きた損害を、構成諸国の法に共通な普遍的な原則に従って賠償させる権利を有する。

(4) 何人も、条約の公用語の一つをもって、連合の機関に書面で照会することができ、かつ同一の言語で回答を得られねばならない。

#### 第四二条 記録へのアクセスに対する権利

連合市民および構成国のいづれかに住居もしくは定款に則

した事業所を有する自然人または法人は、何人も、欧州議会、理事会および委員会の記録にアクセスする権利を有する。

#### 第四三条 オンブズマン

連合市民および構成国のいづれかに住居もしくは定款に則した事業所を有する自然人または法人は、何人も、裁判権を行使中の裁判所および第一審裁判所を除く共同体の機関または組織の行政において不正が生じた場合、連合のオンブズマンに委任する権利を有する。

#### 第四四条 請願権

連合市民および構成国のいづれかに住居もしくは定款に則した事業所を有する自然人または法人は、何人も、欧州議会に請願する権利を有する。

#### 第四五条 移動および居住の自由

(1) 連合市民は何人も、構成国の領域を自由に動きかつ居住する権利を有する。

(2) 移動および居住の自由は、いづれかの構成国の領域に適法に居住する第三国の国民に対して、欧州共同体設立条約に従つて、与えることができる。

#### 第四六条 外交的および領事的保護

連合市民は何人も、国籍を有する構成国が代表部を置いていない第三国の領域においては、他の構成国の大使館または領事館による保護を、その構成国の国民と同一の条件の下に受ける権利を与えられるものとする。

## 第六章 司法

### 第四七条 効果的な救済および公正な裁判に対する権利

連合の法によって保障された自己の権利または自由を侵害された者は何人も、本条に定められた条件に従つて、裁判に先んじて効果的救済を受ける権利を有する。

何人も、独立した、不偏不党な、予め法律で設置された裁判所により、適切な期間内に、公正かつ公開の審理を受ける権利を与える。何人も、助言、弁護および代理をしてもららうことができるものとする。

十分な資力を欠く者は、裁判の効果的利用を保障するため

に必要な限りにおいて、訴訟扶助を利用するものとする。

### 第四八条 無罪の推定および弁護権

(1)告訴された者は何人も、法律に従つて罪が証明されるまでは、無罪と見なされるものとする。

(2)告訴された者には、何人にも、弁護権の尊重が保障され

る。

### 第四九条 罪刑法定主義および犯罪行為と刑罰の比例性の原則

(1)何人も、実行当時に国内法または国際法では犯罪を構成してはいなかつた作為または不作為を理由に、有罪判決を受けてはならない。また、犯行当時に適用されていた刑罰よりも重い刑罰が科せられてはならない。犯行後に、法律がより軽い刑罰を定めた場合、この刑罰が適用されるものとする。

(2)本条は、いかなる者であれ、犯行時に国際社会が承認していた一般原則に従えば罪となる作為または不作為を理由とする裁判および刑罰を害するものではない。

(3)量刑は、犯罪行為の輕重に対しても均衡であつてはならない。

### 第五〇条 同一の犯罪行為を理由に二度訴追または罰せられない権利

何人も、すでに法律に従つて、連合内において、有罪または無罪の確定判決を受けている行為を理由に、刑事手続をもつて再び訴追されまたは刑罰を科せられてはならないものとする。

## 第七章 一般規定

### 第五一条 範囲

(1) この憲章の規定は、補完性の原則の十分な遵守の下に連合の機関および組織に適用され、構成国には、専ら連合の法律の施行の際に適用される。それゆえに、連合の機関および組織ならびに構成国は、権利を尊重し、原則を遵守し、それぞれ自己の権限に従つてそれらの適用を促進するものとする。

(2) この憲章は、共同体または連合に、新たな権限または任務を創出するものでもなく、かつ諸条約に定められた権限および任務を変更するものでもない。

### 第五二条 保障される権利の範囲

(1) この憲章によって承認される権利および自由の行使のいかなる制限も、法律によって予め定められたものでなければならず、かつこの権利と自由の本質を尊重するものでなければならない。制限は、比例性の原則に従い、それが必要であり、かつ連合によつて承認される一般的利益を有する目的または他人の権利と自由を保護する必要性に実際に合致する場合にのみ、許される。

(2) 共同体条約または欧州連合条約に基づいており、この憲

章によつて承認される権利は、これらの条約の定める条件と制限内で、行使されるものとする。

(3) この憲章が、人権および基本的自由の保護のための欧州規約によつて保障された権利に合致する権利を含む場合、それらの権利の意義と範囲は、同規約によつて定められたものと同一のものとする。この規定はより包括的な保護を与える連合の法律を損なわないものとする。

### 第五三条 保護の水準

この憲章のいかなる規定も、連合の法律および国際法により、連合および共同体が加盟する国際協定により、また人権と基本的自由の保護のための欧州規約を含む全構成国が加盟する国際協定により、さらに構成諸国の憲法により、それぞれの適用領域において承認されている人権および基本的自由を、制限または侵害するものと解釈されてはならないものとする。

### 第五四条 権利の濫用の禁止

この憲章のいかなる規定も、この憲章において承認されている権利および自由の破壊を狙う行動、またはこの憲章に規定されているよりも強い制限を狙う活動に、関与または実行する権利を含意するものと解釈されではならないものとす

る。

なお、この試訳は一〇〇〇年九月二八日付けで公表された『最終草案』（原文はフランス語）の英語版からの翻訳である。これまでの情報によると、この『最終草案』は修正されることなく採択されたとのことである。訳者